

第7回 蕨市市民参画及び協働を推進する条例制定懇談会 会議概要

1 日 時 平成24年2月18日(土) 午後2:00～午後4:00

2 会 場 中央公民館 2階集会室

3 出席者 (敬称略)

委 員：齋藤友之、玉井基義、芳野昇、大森妃佐、鈴木兼浩、石崎甲夫

岡本和子、植田富美子、梶島絵真、小田切豊雄、岸幸弘、戸塚涉輔

事務局：関久徳(総務部次長兼政策企画室長)、伊藤浩一(市民生活部次長兼市民活動推進室長)、小谷野賢一(政策企画室室長補佐)、島田雅也(政策企画室主査)、森本悠理(政策企画室主事)

4 内 容

【開会】

【議題】

(1) 条例案への意見交換

会 長：会議に先立って、前回会議録の修正があるか確認したい。

一 同：修正点がないことで了承。

- 事務局から、前回懇談会及び庁内部会の意見に基づいて修正を加えた資料1「条例(案)修正版」について説明。

○変更点一覧(文言整理、事実・因果関係の修正等の簡易な変更は除く)

【前文】

<解説>

「NPO という表現が分かりづらい」という懇談会での意見について、文章の中ではそのまま使用し、注釈で説明を補足することで対応。

【第2条】

<解説>

第3項：「全ての」「あらゆる」という表現について、「反社会的団体が想起される」という懇談会の意見を受けて削除。

第6項：従来の蕨の5地区のコミュニティだけでなく、新たなコミュニティまで広く含めて言及するように変更。

【第3条】

<本文>

第3項：情報提供について、第5条第1項と重複しているので削除。

【第5条】

<解説>

第3項：「市民公益活動」について、そのまま用いると別途説明が必要になると判断し、代替として問題ない表現「地域の活動」に変更。

【第7条】

＜本文＞

第1項第3・4号：「市民意識調査（意向調査）」「タウンミーティング（意見交換会等）」について、括弧外の表現は括弧内の例示であると考え、本文からは削除のうえ、解説で言及するように変更。

【第8条】

＜本文＞

第1項：「します」という表現について、「必ずしもできない場合があるのでは」という会長の意見を受けて、「努めます」に変更。

第2項：「選任にあたって、委員として責任を担える人が委員になれるのか」という懇談会の意見について、上記の内容が選任にあたっての前提となる旨を挿入することで対応。

【第9条】

＜本文＞

第1項：住民投票の主体を、執行者となる市長に変更。

【第10条】

＜解説＞

第2項：・「あらゆる」という表現について、第2条第3項と同様の理由で削除。
・「市民が持つ特性」について、「具体的に何を指すのか分かりづらい」という懇談会の意見を受けて、詳しい説明を追加。

【第11条】

＜本文＞

第2項：従来の内容について、第16条に委任条項を新設したことから必要ないと判断のうえ削除。代わりに、市の対応についての内容を新設。

【第13条】

＜本文＞

第1項：・「快適な暮らし」という表現について、「コミュニティに参加することが必ずしも快適な暮らしに繋がらないのでは」という懇談会の意見があった。検討の結果、コミュニティに参加することにより、防犯・治安も含めて暮らしやすくなることは間違いないだろうと考え、「暮らしやすいまち」に変更。

・「地域が抱える課題」について、コミュニティ活動は地域の活動だけでなく特定分野の活動も含むため、「等」を地域の後に挿入。

第2項：「コミュニティ活動を尊重することは当たり前なのであえて入れる必要があるのか」「市民への支援については、第12条と重複する部分がある」という部会の意見を受けて削除。

＜解説＞ 第13条でコミュニティ活動について改めて規定した意味を補足するため、「蕨市コミュニティづくり条例」からはじまる段落を追加。

【第15条】

＜解説＞

第1項：条例の精神について、「具体的に何を指すのか分からない」という懇談会の意見を受けて説明を補足。

【第16条】

委任条項として新設。

会 長：それでは、修正案について、前文から順番に見ていきたいと思う。何か意見・質問はあるか。

<前文>

会 長：前文については、修正・整理したことにより、以前より筋が通るようになったのではないだろうか。

委 員：確かにこれでよいと思う。

<第1条>

委 員：条文の中ではほとんどの箇所で「まちづくり」という表現が使われているにもかかわらず、第1条では、あえて目的を「まちを創ること」としている理由は何があるのか。

事務局：当初は「まちづくり」としていたが、「まちづくりそのものは手段であって目的でない。まちを創っていくことが目的にあたるのでは」という懇談会での意見を受けて変更した。

会 長：進行形である「まちづくり」ではなく、理想的な状態を想定して、「まちを創ること」としているのだろう。まちづくりに対する一人ひとりのイメージはバラバラで、私はまちづくりとは「文化を創ること」と考えている。蕨の場合はコミュニティの活発な活動が特有の文化にあたるだろう。そのようなバラバラなイメージを特定し、具体的にするとところに「まちを創ること」とする意味があると思う。

委 員：生涯学習や公民館で「まちづくり」という言葉を用いるなか、あえて創造の創を用いることで、他の様々なものが向上することまで広く含められると思う。この表現でよいだろう。

<第2条>

委 員：語尾を「いいます」と統一している点については、「〇〇とは～をいいます」という形式で用いるのであれば問題ないと思うが、「〇〇 ～」と一度切ってから説明する現行の形式ならば、「指します」とした方が分かりやすいのではないか。

会 長：私は、最後が「こと」で終わっていれば、「いいます」の方がよいように思える。解説をみても表現が混在しているようなので、事務局に一任したい。

<第3条>

委 員：解説のなかで、「市民と行政」「地域住民と行政」と表現している箇所がいくつかあるが、他の箇所でも「市民と市」をセットで使っているなか、あえて「市」ではなく「行政」を用いているのは何か意味があるのか。

事務局：特に意味はない。単なるチェック漏れなので修正したい。

会 長：特に行政組織を指す必要がある場合を除いて、「市」に統一してよいだろう。

<第4条>

委 員：第2項の「当たって」は平仮名の方がよいのではないか。

事務局：通常どちらを用いるのかを確認のうえ、適切な方を用いたい。

委 員：第2項は、「自らの意見と行動に責任を持ちます」と断定的な表現になっているが、市民がボランティア精神で協働のまちづくりを行うにあたって、少し重い表現に

思えるのではないか。

委員：確かに見た人が消極的になるかもしれない。

副会長：市民の責務を謳っている第4条だからこそこういう言葉が使える。私は分かりやすい現行の表現で構わないと思う。

委員：協働は市民と市が対等にやっていくというのは分かるが、「責任を持つよう努めます」と弱めることはできないだろうか。

委員：責務がどの程度の責務を指すのかにもよるだろう。市民は自分の可能な範囲で活動すれば責務を果たしたと考えられる。一方、市は可能な範囲というだけでは通らない場合があるので、場合によっては、「努めます」とトーンダウンする必要がある箇所も出てくるだろう。

会長：意見と行動に責任を持つといっても、参画・協働するときに私利私欲に走らないという当たり前のことを謳っているに過ぎない。一見強い表現に見えるが、案外そうでもないので、現行のままで問題ないと思う。

<第7条>

会長：「パブリック・コメント」については、「意見聴取手続」としなくてもこのままの表現で大丈夫だろうか。

事務局：市は、「パブリック・コメント制度に関する要綱」をすでに定めており、そこで「パブリック・コメント」という名称を用いているので、このままで問題ないと考えている。

<第11条>

委員：第2項について、「誠実に」とあるが、どういう対応を指すのか。これだけで果たして意図が伝わるのか。

会長：いい加減な対応をしないということを指すのだろう。これは義務規定であり、削除してしまうと、いい加減な対応をしてもよいということになってしまう。

委員：それならば、「的確に」「適切に」など他の表現は考えられないか。

会長：それらも「誠実に」というなかに含まれると考えてよいと思う。仮に「適切に」と表現した場合には、適切、不適切なケースをあらかじめ例示しないと、市民に不利益が生じてしまう。それを避けるために、「誠実に対応する」と定めているのだろう。

委員：「対応するものとします」の「ものとします」は単に「します」としてはいけないのか。

事務局：「します」で問題ない。また、少し戻るが、第10条第1項の「すすめていきます」も「すすめます」という表現で問題ないと思う。文言については、全体を通して再チェックして、整合性をとるようにしたい。

<第13条>

会長：タイトルが「コミュニティ活動の推進」となっているが、条文の主語は市民となっている。この条項を設けたのは、「コミュニティ活動が盛んである」「市がコミュニティ行政に力を入れている」という2つの蕨の特徴を打ち出すためだったと思う。しかし、現在の条文は市民の責務しか書いていない。第2項を消すのは構わないが、市民と市の双方がコミュニティ活動を推進する内容にしたほうがよい

のではないか。

委員：削除された第2項の主語を「市民と市」にすれば、コミュニティ活動の推進を示せるのではないだろうか。

会長：第2項は消したままがよいと思う。ところで、「互いに協力」の「互いに」は誰と誰を指すのか。

事務局：現行の表現では市民同士ということになるが、市も当然入るべきとは考える。

副会長：市とコミュニティが独立して活動している蕨市の現況を反映した文章であると思う。

委員：「地域等が抱える課題を市と共有し」とするのはどうだろうか。

会長：コミュニティ活動には大まかに3通りあると思う。1つ目は市民が個人で町会やNPO団体などの組織に参加する活動、2つ目は個々の組織の自立した活動、3つ目は個人が入った組織と市が協働する活動である。そのため、コミュニティ活動の主体としては、個人・コミュニティ組織・市の3つが考えられる。ただ、この条項で重要なのは、個人がどんな組織でもいいから、地域の公益的な活動に関わってくださいということになる。

委員：市の責務を条文に入れないと辻褄が合わなくなり、「コミュニティだけで活動するように」というお達しが市から出される恐れもある。それを避けるためには、やはり市を条文に残すべきだと思う。

委員：コミュニティ活動を条項として設けたのは、都市化で共同住宅が多いなか、自治会・町内会の活動を推進する目的があったと思うので、第2項をあえて外さなくてもよい気がする。

会長：第1項について、主語を、市・市民・コミュニティの3つに増やしてみてもどうだろうか。ただ、そうすると「市が自主的にコミュニティ活動にかかわる」となってしまう、違和感が出てくるので難しいかもしれない。

委員：そういう意味では、「適切な支援」というのはすごくよい言葉だと思う。

委員：第12条と重複するということで、第13条第2項が消えてしまったのなら、逆に第12条を削除して第13条で一本化すればまとまりが出るのではないだろうか。第12条の具体的な支援の内容である基金は、もともと条文に載っていない。そのため、第13条の解説で補足すれば、市民への支援として一体となって理解できるだろう。もちろん、市民への支援が協働の目玉となるなら、第12条は残さざるを得ないと思う。

会長：第12条は第11条の受け皿になっていると思うが、具体的に何を想定しているのか。

事務局：協働のまちづくり全般に対する支援になり、具体的な支援として基金などが位置づけられる。庁内の議論の中では、第12条の支援と第13条第2項の支援という表現が重複しているので削除しようという結論になったが、現在の条文では、市民の責務しか読み取れないのは確かである。コミュニティ活動は蕨市の特徴な

ので入れたいというのは共通の考えであると思う。しかし、具体的な市の推進の方法についても触れないとおさまりが悪いので、どのように入れるか工夫したい。

委員：協働事業の提案については、市民が責務を持って行う事業ではあるが、基金などの市の支援がないと始まらない。コミュニティ活動は確かに蕨の特徴で重要であるが、その一方で、能力のある個人が、コミュニティ委員会ではなく市民ネットなどを通してまちづくりに参加するケースも増えている。そうした人たちが、コミュニティ活動を積極的に推進し、後を継いでくれればよいが、第13条だけでそこまで含めた意味を持たせられるかは疑問であり、心配である。

会長：これまでの議論の大勢は、「市がコミュニティ活動を尊重することを定めた第13条第2項は必要である。そのため、第2項を復活し、協働のまちづくり全般に対する支援を定めた第12条は削除のうえ、第12条の趣旨については、第13条第2項の解説に譲る」ということになるだろう。もう1つの方法としては、不適切かもしれないが、第5条の「市の責務」のなかで、第2項「その仕組みの整備など必要な環境づくり」の箇所に解説を挿入することも可能だと思う。

事務局：第13条は、市と市民が一体となってコミュニティ活動を推進する責務を規定した「蕨市コミュニティづくり推進条例」の趣旨を改めて位置付ける意味合いがあった。そのため、どちらか片方だけではなく、市民・市の両面から活動を推進していくという内容に変更したい。その変更の中で、第12条との関係は整理したい。

一 同：異議なし。

(2) 条例名称についての意見交換

会長：次に、資料2「条例名称案」についての意見交換に移りたい。皆さんのアイデアをできるだけ引き出すため、斬新な名称案の例を事務局に考えてもらってきた。資料2はあくまで例なので、これをもとに、皆さんの自由な発想を遺憾なく発揮していただきたい。

委員：ホームページなどを使い、皆さんに馴染まれるような名称を公募することはできないのか。

事務局：愛称名であれば可能だと思う。しかし、条例の本題ということになると、名前がないと例規として提出できないうえ、そもそも条例の中身が分からないと意見を寄せるのは難しいと思う。

委員：資料2では、主題（本題）のみで示すパターンと副題（愛称）を示すパターンの両方が示されているが、どちらがよいと考えているのか。

事務局：どちらでも問題ないと考えている。

委員：「市民参画・協働の条例」の制定作業をやっていると言っても、何を指すのか疑問を持たれることがよくある。やはり、「市民参画・協働の条例」というだけでは固い印象があるのだろう。

会長：アイデアは思い浮かばないが、「蕨みんなで」というフレーズがよいと思うので、これを捻っていきたい。

委員：「蕨のまちは他の誰でもなく私たちがつくるもの条例」という案の、「つくるもの」という表現は親しみやすくてよいと思う。ただ、「他の誰でもなく」という表現は過剰な気もする。

会長：確かに、「参画・協働」をあえて付けなくてもよいかもしれない。

委員：条例にニックネームがついているのはフレンドリーでよいと思う。例えば、「スクラム条例」はどうだろうか。

会長：条例名はこれまで仮称で用いている「蕨市市民参画・協働を推進する条例」が一番条例の精神を明瞭に示した表現だと思う。ただ、これだけでは固いので愛称を付けるということ考えていきたい。

一同：異議なし。

委員：「小さなわらび大きく育てよう」はどうか。

副会長：「蕨市協働力日本一」はどうか。

会長：愛称は短い方がよいと思う。長いと説明が必要になってくる。

委員：「一人では何もできないかもしれない。でも一人が始めなければ…」という言葉が教わったことがあるが、こういったフレーズはどうだろうか。

会長：その表現なら、コミュニティを推進するために、第13条の解説に入れるのもよいのではないか。

委員：「乗組員」という表現があるが、「宇宙船地球号」という考え方もあるので、「みんな蕨丸の乗組員です、みんなで漕がないと進まない」という感じにしてはどうか。

委員：例にある「レッツ・アクション！参加型まち創造条例」をもじって「ハッピーわらび！参加型まち創造条例」がよいと思う。

委員：「ハッピーわらび」は。市が行っている歯の健康作りの行事で実在するので、怒られてしまう。

委員：それならば「ハッピーハートシティ」はどうか。

委員：「参加型まち創造条例」をヒントに、「蕨みんなで作ろう協働のまち創造条例」というのを考えたが、みんなというフレーズからみんなの党を連想してしまうかもしれない。

委員：市長の「あったか市政」はかなり浸透しているので、サブタイトルは「みんなで考え創る あったかわらび条例」を推したい。

会長：愛称なので、必ずしも「～条例」としなくても構わない。5カ条のご誓文でも船中8策でもルールでも掟でも構わない。

委員：最近AKB48などのアルファベット3つと数字を合わせた名称がはやっているがどうだろうか。

会長：低燃費車のCMでTNPも使われており、頭文字をとって意味が繋がるならあり得ると思う。

委員：次回の宿題にして、1人ずつアイデアを持ち寄るのはどうか

会長：1人でやってもなかなかよいアイデアは出てこない。みんなでわいわいやってこそよいアイデアが出る。

委員：「7万市民協働条例」というのはどうか。

委員：「Always」というフレーズを使うのはどうか。

委員：「みんなこの指とまれ」はどうか。

委員：蕨市の面積5.10k㎡をとって「5.10条例」はどうか。

会長：「3.11」「9.11」のように何か事件があったと思われたいだろうか。

会長：様々な意見が出たので、我々の意見を参考に、これ以降は市に一任して決定してもらおうということでどうだろうか。

一同：異議なし。

(3) 今後の予定について

会長：これまでの議論の中で、皆さんの意見をもとに、条例の方向性ははっきりしたと思う。以後の修正については事務局、会長、副会長に一任していただき、懇談会としては今回で終了することでどうだろうか。

一同：異議なし。

事務局：今後の予定について説明したい。まず、事務局、会長、副会長で修正した素案について、庁内の部会及び本部で確定したうえで、5月にパブリック・コメントを実施する。時期を同じくして、5～6月頃に市民を交えた意見交換会を行うので、委員の皆さまにも参加していただきたいと思う。パブリック・コメントと意見交換会で出た意見を取り入れて修正した条例案は、庁内の例規審査を経たうえで、9月議会に上程する。条例の施行は平成25年1月を目途としているので、その間はパンフレット等を作成して市民に周知を行うことになる。なお、条例が議決された際には、最終的な内容と今後の取り組みについて委員の皆さんに報告したいと考えている。よって、今後皆さんが集まる機会は2回あることになる。